

# ○上尾市ペット霊園の設置等に関する条例

平成17年12月28日

条例第52号

## (目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるための措置を講じ、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、ペット霊園とは、犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を火葬する焼却炉の設備又は当該死体を埋葬し、若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設で地方公共団体以外の者が設置するものをいう。

## (設置等の許可)

第3条 ペット霊園を設置し、これを管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。次に掲げる事項を変更しようとする者も、同様とする。

- (1) ペット霊園の敷地及び面積
- (2) ペット霊園の設備の処理能力
- (3) ペット霊園の設備の位置及び構造
- (4) ペット霊園の維持管理に関する事項

## (市長との協議)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、第8条第1項の規定による申請書の提出の前に、規則で定めるところにより、当該ペット霊園の設置の計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議においては、前条の許可を受けようとする者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

## (標識の設置等)

第5条 第3条の許可を受けようとする者は、当該ペット霊園の設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該ペット霊園の敷地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 第3条の許可を受けようとする者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第6条 第3条の許可を受けようとする者は、関係住民に対し、当該ペット霊園の設置の計画について説明会を開催しなければならない。

2 第3条の許可を受けようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

3 第1項の関係住民とは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) ペット霊園で焼却炉の設備を有しないもの 当該ペット霊園の敷地の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建築物を所有する者

(2) ペット霊園で焼却炉の設備を有するもの 当該ペット霊園の敷地の境界から150メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建築物を所有する者

(関係住民との協議等)

第7条 第3条の許可を受けようとする者は、関係住民から当該ペット霊園の設置の計画について意見の申出があったときは、当該申出を行った者と協議し、十分理解を得られるように努めなければならない。

2 第3条の許可を受けようとする者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第8条 第3条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ペット霊園の名称
- (3) 第3条各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第9条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係るペット霊園の設置の計画が、別表に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。

(工事の着手等の届出)

第10条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係るペット霊園の工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第3条の許可を受けた者は、前項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第11条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第12条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係るペット霊園を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第13条 第3条の許可を受けた者は、管理者を置き、当該ペット霊園の維持管理を適正に行わなければならない。

(立入調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、当該ペット霊園

に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(許可の取消し)

第15条 市長は、第3条の許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたこと。
- (2) 当該許可に係るペット霊園が第9条に規定する基準に適合しないこと。

(使用禁止命令)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) 第3条の許可を受けずにペット霊園を設置し、又は同条各号に掲げる事項を変更した者
- (2) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に違反し、ペット霊園を使用したときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について第3条の許可を受けたものとみなす。この場合においては、当該ペット霊園は、第9条に規定する基準に適合しているものとみなす。

## 別表(第9条関係)

### 許可の基準

#### 1 ペット霊園の敷地

- (1) 河川又は湖沼から20メートル以上離れていること。
- (2) 公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設及び住宅から50メートル以上離れていること。
- (3) 幅員5メートル以上の道路(袋路状のものを除く。)に接し、路地状敷地の場合には、路地部分の幅員が5メートル以上確保されていること。

#### 2 ペット霊園の設置者

ペット霊園を設置し、これを管理しようとする者が、当該ペット霊園の敷地(所有権以外の権利が存しないものに限る。)を所有していること。

#### 3 ペット霊園の施設

- (1) ペット霊園の敷地の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。
- (2) 出入口に門扉(施錠することができるものに限る。)が設けられていること。
- (3) 敷地の境界の内側に接する緑地が設けられ、かつ、障壁、樹木の垣根等によって、目隠しがされていること。
- (4) 駐車場、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。
- (5) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。
- (6) 焼却炉の設備を有する場合にあっては、焼却炉に防臭及び防じんのために必要な装置が設置されていること。

#### 4 ペット霊園の敷地の拡張に係る変更

- (1) 拡張する面積が500平方メートル未満であること。
- (2) 当該ペット霊園の設置に係る第3条の許可を受けた日から5年を経過していること。
- (3) 当該ペット霊園の敷地の拡張に関する許可を受けたことがある場合  
にあっては、当該許可を受けた日から5年を経過していること。